

○佐賀県警察通信指令に関する訓令の制定について（例規通達）

平成22年4月1日

佐本地発第119号

改正 平成23年3月佐本企発第102号

佐賀県警察通信指令に関する訓令（平成22年佐賀県警察本部訓令第6号）が制定されたことに伴い、通信指令室及び警察署通信室が行う警察通信指令に関して、下記のとおり細部事項を定めたので、誤りのないようにされたい。

なお、佐賀県警察通信指令業務の運用に関する訓令の制定について（平成14年佐本地発第99号）は廃止する。

記

1 定義（第2条関係）

- (1) 「警察通信指令」にいう「指令」の方法には、無線電話、有線電話、ファクシミリ等あらゆる通信手段を含むものとする。
- (2) 「110番通報その他の緊急通報」には、一般人からの通報、警察官の飛び越え報告等、すべての事件、事故等の通報を含むものとする。
- (3) 「初動警察活動」の具体的な活動は、次に掲げる活動等をいう。
 - ア 事件及び事故の届出・通報の受理等
 - イ 現場への臨場とそれに伴う初期的な活動
 - ウ 事件事故に関する初期的な情報の集約・確認
 - エ 緊急配備の実施

2 警察通信指令の基本（第3条関係）

- (1) 「警察通信指令に従事する者（以下「指令従事者」という。）」には、通信指令課及び警察署通信室の勤務員のみならず、通信指令課への支援要員及び警察署の宿直時に警察通信指令に従事する者を含むものとする。
- (2) 指令従事者は、迅速かつ的確な警察通信指令を行うため、平素から次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 指令、手配、通報等は、簡潔かつ明確な用語で行うこと。
 - イ 常に警察通信指令の受理要領、指令要領等の研さんに努め、技能の向上を図ること。
 - ウ 県内の地理、交通状況及び主要施設の把握に努めること。
 - エ 犯罪の発生状況の把握に努めること。
 - オ 無線自動車等の出動状況及び運用実態の把握に努めること。

3 通信指令課（第4条関係）

- (1) 「警察通信指令」のうち、110番通報の受理に際しては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 親切・丁寧かつ冷静・沈着に必要な事項を要領よく聴取すること。
 - イ 通話内容の秘密の保持に努めること。
 - ウ 通報者と事件とのかかわりを明確に聴取し、聴取後は、事後の協力を依頼し、謝辞を述べること。
- (2) 通信指令課の勤務員は、110番通報等に基づき指令を行う場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 事案名、指令番号及び通報受理時に聴取した事項について迅速に指令し、受信者を確認すること。
 - イ 秘密の保持のために必要な場合は、暗号又は略語を使用し、事案によっては有線電話を使用すること。
 - ウ 緊急走行時における交通事故防止並びに被疑者逮捕時における受傷事故防止及び被疑者の逃走防止に配慮した指令を行うこと。
 - エ 多数の無線自動車等を現場に集中させることなく、事件発生からの経過時間等を勘案した指令を行うこと。
 - オ 早期に現場に到着した警察官を現場における連絡担当者として指定すること。ただし、連絡担当者は、原則として無線自動車等の勤務員とする。
- (3) 「消防署その他関係機関（団体）」とは、消防署、警備業者、交通機関の事業者等をいう。
- (4) 「警察通信指令支援システム」とは、110番情報管理システム、緊急配備システム、発信地表示システム、無線自動車動態表示システム、地理情報システム等の通信指令課の業務を円滑に推進するために用いられるすべてのシステムをいう。
- (5) 「無線機器等」とは、佐賀県警察無線通信の運用及び取扱いに関する訓令（平成21年佐賀県警察本部訓令第14号）第2条第12号に規定するものをいう。
- (6) 「無線機器等の管理及び運用」とは、無線機器等の適正配置、効果的な利用、紛失等の事故防止を含めた適正な維持・管理及び貸出し等の運用をいう。この場合、無線機器等の取扱いに関する指導、教養等を含むものとする。

4 通信指令課長の任務（第5条関係）

「初動的措置」とは、事件、事故等の発生に際し、事案を最終的に担当すべき主管部門

が態勢を整えるまでの間に行う措置をいう。

5 警察署通信室（第6条関係）

警察署における警察通信指令において、警察署で受理する通報については、通信指令課からの指令のみならず、事件、事故等の当事者、目撃者等から警察署（交番、駐在所等を含む。）になされる通報、届出等を含む。

6 通信責任者（第7条・第8条関係）

(1) 警察署通信室の活動を一体的かつ効率的に行わせるため、通信責任者として地域課長を充てたものである。

(2) 通信責任者は、迅速かつ的確な警察通信指令を実施するに当たり、次の事項に留意するものとする。

ア 固定局及び基地局の無線機は常時開局し、無線傍受体制を確立するとともに、指令、手配、通報等に間隙を生じないようにすること。

イ 110番通報等の適正な処理を図るために、その処理状況を確認し、警察署長及び通信指令課に報告すること。

7 無線自動車等に対する指令（第9条関係）

(1) 「初動警察活動上必要があると認めるとき」とは、交通事情その他の理由により発生地を管轄する警察署（以下「発生地警察署」という。）の無線自動車等よりも隣接する警察署の無線自動車等が早期に現場臨場できると認められる場合又は事件、事故等の規模等から発生地警察署の無線自動車等のみでは、検問、検索等の十分な対応ができないと認められる場合をいう。

(2) 「緊急の場合」とは、発生地警察署の無線自動車等が他の業務に従事中、交通渋滞等の理由により現場急行が困難若しくは現場到着が遅延すると予想される場合又は事件の規模等から当該警察署の無線自動車等のみでは十分な対応ができないと考えられる場合等をいう。

8 指令に対する措置（第10条関係）

無線自動車等の勤務員は、通信指令課等から現場出動等の指令を受けたときは、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 直ちに現場臨場し、現場の状況を第1報として報告するとともに、被疑者、被害者及び目撃者等参考人の確保に努めること。その後、逐次、現場の状況、事件・事故等の概要及び処理結果等を通信指令課等に即報すること。

(2) 負傷者がいる場合には、直ちに救護措置を行うこと。

(3) 被疑者が逃走している場合には、被疑者に関する事項を通信指令課等に即報すること。

(4) 緊急配備等が指令されたときは、指定された場所において検問、検索、職務質問等を行うこと。

9 追跡活動時の指令等（第11条関係）

(1) 「無線自動車等に対する明確な指示」とは、赤色灯の点灯、サイレンの吹鳴等の道路交通法上の緊急車両の要件の履行に関する指示、通信指令課に対する逃走状況等の逐次報告の指示その他事案に応じた適時適切な指示をいう。

(2) 通信指令課は、事案の概要、逃走状況、交通事情等を総合的に勘案し、重大な交通事故の危険性が高いと判断した場合は、特段の事情がない限り緊急走行による追跡の打ち切りを指示するとともに、緊急配備等による組織的対応を徹底するものとする。

10 人材の育成（第13条関係）

(1) 「専門的な知識及び技能に関する指導教養」とは、職場教養、専科教養等の学校教養の充実のほか、体系的かつ段階的な指導、教養及び訓練方策の構築、警察通信指令のスペシャリストの組織的育成のための教育訓練制度の整備等を含むものとする。

(2) 通信指令課長及び警察署長は、警察通信指令の専門性を踏まえた登用、指導教養を実施するに当たり、警察通信指令技能を客観的に評価するための検定の実施、教養効果測定等による技能の見極め、実戦的な競技会の開催等により、職員の警察通信指令に関する能力、知識等の把握に努めるものとする。

11 関係行政機関との連携（第14条関係）

関係行政機関との連携とは、例えば、消防の指令室とのホットラインの設置、海上保安庁との連絡体制の確保、消防、海上保安庁等との合同訓練の実施等をいう。

12 勤務日誌等の作成（第16条関係）

勤務日誌及び110番受理日報の保存期間は、3年とする。